

QSK

一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会

2017年12月10日

# わだち

No.205

福脊連ホームページアドレス [www.normanet.ne.jp/~ww101926/](http://www.normanet.ne.jp/~ww101926/)

## 「この国の行方……」問題(5)

『核兵器条約』の実現に貢献した国際NGO「核兵器廃絶キャンペーン」(OCAN)のノーベル平和賞受賞が決まったことについて、米核兵器禁止条約について、米国務省の報道官は六日、朝日新聞の取材に対し、「平和賞授与で米国の条約に対する立場が「核兵器禁止条約は世界をより平和にすることはなく、結果的「一発も核兵器を減らすこと」ならぬ」と指摘。その上で「条約は、核兵器を必要とする現在の危機を無視して」と批判した。～ホワイトハウスの国家安全保障会議(NSC)の報道官は「トランプ大統領は、核兵器が存在しない理想の世界に賛同するが、不運にも我々は理想の世界にいない。安全保障環境は悪化しており、今のところ核廃絶を可能にする状況は生まれそうもない」と回答。核兵器条約については「善意からのものだと思うが、核兵器の禁止は現実的には、国際社会の不拡散体制を弱体化させ、核兵器の無い世界をもたらすことが出来ぬ」と強調した。(ワシントン) 二土佐茂生・朝日新聞デジタル・二〇一七年十月七日(～前記を前提に) 混迷する米国・北朝鮮、そして日本「互いに罵倒し合う」(恫喝外交) 状況を年末～新年の二ニュースを拾ってみた。

**米、北朝鮮核「容認」が上回る**日本は「認めず」多数一  
世論調査(二〇一七・二・二八・時事通信社)より抜粋

『日本の民間団体』世論NPOは二八日、日米で実施した北朝鮮核問題に関する世論調査結果を発表した。それによると、米国では「北朝鮮を核保有国と認めるべきだ」と答えた人は三七、六%で、「認めるべきではない」と三七、五%をわずかに上回った。

## 《わだち目次》

!この国の行方……の問い!  
(5) ……1P

憲法施行七〇年と違憲訴訟  
(四) ……4P

貧乏暇あり ……9P

「障害」は「個性」か? ……10P

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」 ……13P

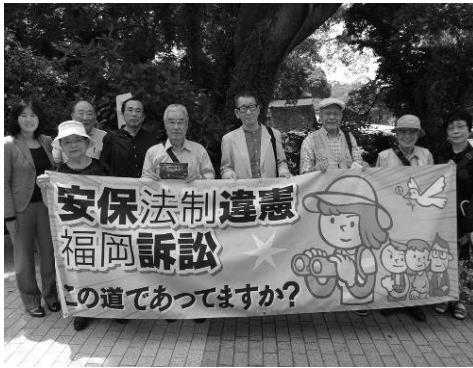
県主催、条例原案説明・県民意見聴取会へ報告 ……14P

今月の時事 ……16P

# 憲法施行七〇年と違憲訴訟(四)

文化体育部長 久保 親志

福岡地方裁判所で行われた「安保法差止福岡訴訟」の第二回口頭弁論の記述です。



三〇一号法廷で差止・国賠報違憲訴訟の意見陳述を行いました。裁判後の弁護団報告

会で陳述をした、木村道也弁護士、僧侶の郡島恒昭さんが感想と補足説明をしました。更に、名和田茂生弁護士から

も、裁判の予定について説明されました。参加者から、もっと分かりやすく意見陳述したらよかったとか、今日の説明だけでは理解が不足するので、文書で詳しく書いた方がよいのではないかとの指摘もありました。以下、口頭弁論。

## 差止・第二回口頭弁論

この裁判では、新安保法制が日本国憲法違反であり、自衛隊の出勤などに対する「差止」という判決を勝取るのが主目的であることは当然で

す。そして、本訴訟を通じて裁判所に憲法上の権利(違憲立法審査権)を確認させることも必要不可欠だと思います。また、訴訟外の国民運動や世論を盛り上げ、立憲主義と個人の尊厳を回復させることにも意義があると思います。木村道也弁護士は口頭弁論で次のように述べました。

「第一 はじめに 本訴訟で、被告は、差止の訴えについて、いわゆる本案前の抗弁を提出して、新安保法制法の違憲性の問題及び本件権利侵害の内容について、答弁を回避し、却下を求めています。このような主張に全く理由がないことは、準備書面で述べました。ここでは、それを敷衍して、新安保法制法の違憲性の問題及び本件権利侵害の内容について、踏み込んだ、充実した審理がなされるべきであることについて述べます。」

第二本案前の抗弁について本訴訟において、原告らは、差止の訴えと国家賠償請求の訴えを同時に起こしています。被告の本案前の抗弁は、このうち、差止の訴えについて、裁判所が本案判決を言い渡すために必要な訴訟要件がないと主張して、いわば門前払いすることを求めるものです。

しかし、原告らは、差止以外に国家賠償も請求しているのですから、すくなくとも、国家賠償請求について、被告は、新安保法制法の違憲性や本件権利侵害の内容への答弁を回避することはできません。差止の訴えについても、訴訟要件は、裁判所が審理をするために必要な要件ではなく、本案判決を行うために必要な要件です。そして、新安保法制法の違憲性と権利侵害の全体像について審理がすすめば、訴訟要件を充足することも明

## 倉之暇あり

北九州支部 白川長廣

以前にも書いたが、正月は毎年初詣に行っている。

JR九州では、正月三が日に「初詣一日乗り放題切符」を毎年販売している。中々便利な切符で、一日遊べる。

まずは、管崎宮へ。最寄りの駅は、「箱崎」だが神社は「管崎」。円筒状の容器を意味する「管」が、正字であり「箱」ではない。

ただし、管崎宮の所在地・駅名などは、管崎宮の「管崎」では管崎八幡神に対して恐れ多いという理由から「箱崎」と表記する(Wikipediaより)。

正午を過ぎたこともあり参道は人でいっぱいですが、しかし、この人の列に並んでいても、正面楼門にはかなりの高い敷居があり、車椅子で

は脇の門(順路としては出口)から入りますので並ばずに手水舎で身を清め脇から拝殿へ。

一年間の平安を祈りました。前後しましたが、楼門前にも段差があります。この段差

は、まだまだ頑張れば上がれるのですが、参拝に来られていた方に押ししてもらい、「正月早々、良いことをした」という気持ちを持って帰っていただきました。

管崎宮は歴史のある神社だけに、福岡藩主黒田長政が建立した一の鳥居、小早川隆景建立の楼門など、戦国武将の面影も感じられる神社です。その後、吉塚駅まで徘徊。

途中にあった、道真山神社(小さな神社です)には、なぜか行橋市今井の須佐神社が祀ってありました。

須佐神社は、夏の夜祇園で賑わい、連歌会で有名な神社です。

さらに、行くと県庁や県警があり、その前には日蓮さんの銅像があります。私のなかの遠い記憶では、この日蓮さんは管崎宮の入り口にあったと思っていたのですが。

小学校の遠足で、管崎宮や東公園を訪れていて記憶の中で混ざっていったのでしょう。また、管崎宮の先は浜辺だったように記憶しています。

博多の街は、大勢の人で賑わっていました。住吉神社へ向かっていきましたが、道中行き交う人のことは、聞き取れない言葉ばかり。私は、日本にいるのだろうかという思いでした。住吉神社へ着いたものの、境内の様子が判らず、きょうきょうしながら佇んでいると、飾り人形と見えていた巫女さんが、突然動いて近づいてきました。一人が入るくらいの小屋に微動だにせず立っていたので、山笠飾

りのような飾り人形だと思っていました。

迷っていたのを見かねて、案内のために福鈴でお祓いをするため、待機していたようで、私もお祓いをしていただきました。本殿前には、数段の階段がありました。博多駅から小倉駅へ。小倉城横の八坂神社へ。

豊前の国を守る神社です。なんだか様子が違うと思っ

たら、以前は砂利が敷かれていましたが、境内が石畳に替わっていて動きやすくなっています。拜殿へもスロープが設置されて、スムーズに参拝できました。これで私のこの一年は安泰、平穩無事、だと思いましたが、おみくじは小吉。あらぬことに控えよ、自重せよ、悪しと散々です。

出しゃばらず、自重しながら慎重に行動して、一年を過すことにしよう。

### 「障害」は「個性」か？

福岡県障害を理由とする、差別の解消の推進に関する条例(原案)

第1条 この条例は、障害及び、障害のある人への誤解及び、偏見並びに社会的障壁の存在により、障害のある人の自立及び、社会参加がいまだ妨げられている状況に鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに、事業者及び、県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争の防止又は、解決を図るための体制・啓発の基本方針等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、

共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

社会的障壁日常生活又は、社会生活を営むうえで、障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいう。

第3章 障害を理由とする差別に関する相談及び、紛争の防止等のための体制第1節 障害を理由とする差別に関する相談体制(個別相談)第12条 県及び、市町村は、障がいのある人(当該障害のある人が、自らの意思を表示することが困難な場合にあつては、その保護者)又、事業者からの不当な差別的取扱い及び、合理的配慮の提供に関する個別の事案についての相談(以下「個別相談」という。)に応ずるものとする。(県における専門相談員の設置)

第13条 県は個別相談に応じ

て専門的及び、広域的に事案の解決又は、改善を図るための職員として、専門相談員を置く。

※① 紛争の防止とは、その位置づけとは・・・防止ではなく、事案が「差別」であるのか、否か」を、条例の規定に基づき「精査・調停」することが条例の目的ではないのか。「紛争防止」の表記は、はじめから「ない内に納める。まとめる」という「前提」で、「条例に基づく規定」が審査されず、曖昧にする「懸念」が否めない。

※② 第三者機関を設置について、構成員の選任についての決定は、どの機関で行なうのか。構成委員の資格規定はあるのか、ないのか。

### 「障害」は「個性」か。

2009/12/25、更新  
2015/7/12、2016

/12/2 浅井浩著  
<http://www.asai-hiroshi.jp/kosei.html>

総理府編「障害者白書 平成7年版」(1995・12)は、「バリアフリー社会を目指して」と題して、社会環境において障害者の生活上の支障となる障壁の「つ」。“障害(者)観”の問題があるとして、「障害は個性」という障害者観が広まっていることを取り上げ、次のように記している。「我々の中には、気の強い人もいれば、弱い人もいる。記憶力のいい人もいれば、忘れっぽい人もいる。歌の上手な人もいれば、下手な人もいる。これは、それぞれの人の個性・持ち味で、それで世の中の人を2つに分けたりはしない。同じように、障害も個人がもっている個性の1つと捉えると、障害のある人とならない人といった、一つの尺度

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」(通称「障害者差別解消条例」)が制定されました

以下、北九州市HPより転載(原文のまま)します。

北九州市は、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、市民、事業者及び市が協力して、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すことを目的とした「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」(通称「障害者差別解消条例」)を制定しました。(平成29年12月20日に公布・一部を除き施行、平成30年4月1日に全面施行)

障害のある人は、周囲の誤

解や偏見、配慮が不十分な社会の仕組みなど様々な困難に直面し、暮らしていくさを感じています。

障害を理由とする差別をなくすためには、私たち一人一人が障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、お互いにしっかりと話し合い、一緒に考えていかなければなりません。この条例の制定はスタートであり、これからが大切です。障害の有無にかかわらず、市民の誰もが、安心していきいきと暮らしていける共生社会の実現に向けて、市民一丸となって取り組んでいきましよう。

#### 条例の主なポイント

##### 障害を理由とする差別の禁止

市及び事業者は、障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなど取扱いをすること(不当な差別的取扱い)は禁止さ

れています。この条例では、差別の判断基準として、不当な差別的取扱いに当たる行為を「福祉サービス」「医療」「商品販売・サービス提供」などの生活分野ごとに例示することにより、差別の未然防止を図ります。

また、障害のある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更又は調整を行うこと(合理的配慮)が必要になります。このとき、市は、合理的配慮をしなければなりません。また、事業者は、主体的かつ適切に合理的配慮をするように努めなければなりません。

##### 相談窓口など

障害を理由とする差別に関する相談は、「障害者差別解消相談コーナー」(電話：582-5515、ファックス：582-5516。詳しくは同コーナ

ーのページをご覧ください)で専門相談員が対応します。

「障害者差別解消相談コーナー」での解決が難しい場合には、障害のある人や学識経験者などで構成される「北九州市障害者差別解消委員会」が助言やあっせんを行うことで、相談から紛争の解決まで一貫して対応します。(北九州市障害者差別解消委員会)は、平成30年4月1日から設置します。

##### 障害及び障害のある人に対する理解の促進

本市では、これまで障害者団体とともに、障害福祉の向上に取り組んできた経緯があります。これを踏まえ、引き続き、障害者団体と協働して市民や事業者への啓発活動などに取り組むことにより、障害及び、障害のある人に対する理解の促進を図ります。

北九州支部

# 県主催、条例原案説明・県民意見聴取会

## ご報告

12月20日(火)、県障害福祉課主催で表記の集会がありました。会場のクローバーホール(春日市)に集ったのは33名。2008名収容の会場はガラガラ。それはそうでしょう。県から連絡があったのは16日(金)。週末を挟むため、各団体が検討できる時間は、2日にも足りませんでした。

会場からの発言は、県のこの運営姿勢に絞られた感がありました。

・県レベルの団体は役員も広範囲に及びため、検討のための会議すら開けない。

・施設を利用する当事者を参加させたくても、まるで準備ができてない。

・ヒアリング時の約束を破って、いまだに報告がされず、ま

た、11月時点でもスケジュールは、未定だと答えていた。それが突然「原案ができました」とはどいいうことか。

・原案策定までに障害者・家族・関係者(以下、障害者等)と議論の場を設けなかったのは、権利条約の規定に反する。・この条例でも、原案を示すまでに丁寧で緻密な議論を重ねている。県のやり方は、障害者等をないがしろにするものだ。内容や条文に触れる発言は少なく、会場からは県のやり方を批判する声ばかりが目立ちました。最初に課長から原案についての説明があった訳ですが、これが予想通り1時間。会場からの発言時間は30分しか残されておらず、あまりにも時間が少ない。今日はアライバイ作りのなのかと辛らつな声も上がっていました。以下に、そのほかの主なやり取りをご紹介します。(会場 発言:

会 県回答: 県)

会: 障害者等を抜きにして原案を策定したのは、Nothing about us, without us

(私たち抜きに私たちのことを決めるな)の原則に反する。障害者権利条約第4条第3項にも違反している。なぜ、障害者等を排除して決めたのか?

県: 原案がないと議論が進まないかと判断し、作った。(排除して、という質問に答えていない)

会: 全国 22道府県で条例が出てきていると言ったが、どこでも原案を策定する前に、障害者等と丁寧で緻密な議論をしている。県のやり方は、障害者等を無視した独走であり、抗議する。

会: (関連質問) 12月意見締切りとしているが、1月末とすることを強く求める。

県: 実は、27日に、2か所で説明会を開らう。午前中は、久

留米市、午後は北九州市のウエルとばたで行なう。県民の意見を吸い上げたい。1月には、ヒアリングに応じた18団体と再度話し合う計画である。

会: その話し合いは、絶対に個別でやらないでほしい。18団体が一堂に会して、意見を述べ合うことを強く求める。

会: (関連質問)福岡市での条例づくりは、当事者等が3年かけて、ようやく原案提出にこぎつけた。県の設定する来年10月施行という方針は、議論を切り捨てるものだ。

会: (関連質問)2月議会提案、10月施行というスケジュールを白紙に戻すべきである。

県: 2月提案と言ったことはない。逆算すれば、そうなるが、ご意見を参考にします。

法体系は上位から、憲法・条約・法律・条例となっており、条例は法に反したものは作れない。(15ページに続く)

《 今月の時事 》

「世界経済フォーラムは、11月2日、各国のジェンダー不平等状況を分析した『世界ジェンダー・ギャップ報告書』を発表し、2017年版『ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)』を公表した。対象は世界144カ国。格差が少ない1位から5位までは、アイスランド、ノルウェー、フィンランド、ルワンダ、スウェーデン、で、日本は114位で昨111位から3つ下がった。その他では、ドイツ12位、英国15位、米国49位、中国100位でいずれも日本より上。韓国は118位だった。この指数では、ジェンダー間の経済的参加度および機会、教育達成度、健康と生存、政治的エンパワーメントという4種類の指標を基に格差を算定し、ランキング付けされている。」【国際】世界「男女平等ランキング2017」入力したら、インターネットで閲覧できる。

「働き方改革」と言うが、その実態はどうなのか？ 小中高齢化に伴い労働力の不足が懸念される中、働き方改革をうたい、女性活躍や男性の育児参加など訴える。電通社員が自殺したのは過労死だとし労災認定した。しかし、労働時間規制や労働時間把握の義務化を唱えるが、過労死ラインを超える長時間労働を認めることになり、疑問だ。なお、「ブラック企業」が是正された事実はない。ブラック研修という実態は、1) 肉体的付加を与える。2) 自己否定させ、それまでの価値観を破壊する。3) 外部との連絡を絶たせる。など、これらは米国でのベトナム戦争に送り込む兵士の訓練(マインドコントロール)、「動くものは、考えずに射て」と同じである。労働時間把握の「データ」はいくらでも作成でき「事実」は確認できない。研修でも現場でも「自殺者や精神的に追いつめられた人」が後を絶たない。もう一度「働くことについて」再考が必要だと考えるが、自前の「働き方改革・職場や地域」で取組めないのか、政府や企業が示す「政策」ではなく、共に「改革」を進める時代ではと・・・(しん)

最近わだちが、1号遅れています。大変申し訳ありません。

4月には、正常になるようにしたいと思いますので、今しばらくお待ちください。  
よろしくお願いいたします。

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣  
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7  
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階  
TEL&FAX: 092-592-4528  
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒812-0024 福岡市博多区綱場町1-17  
福岡パーキングビル4階

編集後記  
わだちを編集集中、桜の開花が発表されました。花粉症の方は、大変だと思いましたが、お大事に。(坂本)



この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。